

目であった。重要度の上位 25%に上がった18項目中、援助に対するワーカーの態度に関する項目が9項目(項目番号 13、5、8、7、30、52、16、1、19)であり、関係機関との協議・連携に関するものが5項目(項目番号 23、24、12、20)であった。児童福祉司が重要と捉えている「家族維持」を目的とした援助の項目の傾向として、ワーカーの援助に対する態度、関係機関との協議・連携に関するものが多いと考えられる。反対に衣食住、経済活動、医療、保育などに関する生活上の援助に対しては、下位 25%に固まっており、これらの項目は児童福祉司にとっては、家族維持については他の項目と比べてあまり重要でないと捉えられているようである(17項目中 13項目)。また、これら下位 25%、17項目のうち、援助の主体として市町村がすべきだと言う回答が最も多い項目が13項目であった。

(12)「家族維持」を目的とした援助を行う際の障害について(表7)

「家族維持」を目的とした援助に対する障害については、20項目用意し、同じく1-5の5件法のライカースケール、および「0=現状にあてはまらない」という

選択肢によって尋ねた。平均値の第1四分位数(下位 25%)は、3.04であり、第3四分位数(上位 25%)は、3.99であった。上位 25%を「かなり障害である」、下位 25%を「あまり障害でない」と捉えると、「かなり障害である」と感じている項目は「児童福祉司一人あたりの担当ケース数が多い」、「強制介入的部分と家族維持に対する支援の部分の切り替えがむずかしい」、「ワーカーの専門的な技能が不足している。家族のニーズに答えることができるサービス提供体制が地域に組めていない」「虐待事件が起こると、マスコミがすべての責任を児童相談所に押し付ける」などの5項目が含まれた。「あまり障害でない」は「児童福祉司が虐待ケース以外のケースも担当している」、「虐待をすべて心の問題に捉えてしまう風潮がある」、「家族に対する援助が『指導』という一方的な形式をとっている」、「サービスの充実によって保護者の依存心を助長してしまう」、「援助の見直しの時期が決まっていないため、ケースを終結できない」、「公務員という立場の制約によりサービス提供が自由に行なえない」の6項目となった。現在の児童相談所という枠組みでのサービス内容については、あまり障害と感じていないように思われる。

表6

重要度の平均値ランキング					
順位	項目番号	質問項目	平均値	SD	度数
1	60	危機的な状況の場合には、一時保護・ショートステイなどを使い、危機を回避する。	4.72	0.579	524
2	23	地域の機関から家族の情報を収集する。	4.58	0.685	526
3	24	学校教諭・幼稚園教諭・保育士と子どもの状況について協議する。	4.56	0.647	525
4	13	ワーカーは家族に対して忍耐強く対応する。	4.49	0.713	512
5	22	児童相談所内の心理判定につなげ子どもの状態を知る。	4.48	0.709	525
6	5	保護者が子どもに対して肯定的な視点を持つことができるように働きかける。	4.46	0.721	526
7	8	家族を援助するという自分の立場を明らかにし、家族の信頼を得る。	4.44	0.773	525
7	7	ワーカーとしての責任を証明するために、自分が行った援助を文書に記録しておく。	4.44	0.869	524
7	12	関係機関に児童相談所としての視点や立場を説明していく。	4.44	0.768	520
10	20	家族が必要なとき、自分自身で利用できるように事前に地域の資源とつなげておく。	4.43	0.779	527
11	30	家族に関する情報をたえず収集し、児童相談所が家族に介入するタイミングを逃さない。	4.42	0.772	520
12	47	虐待の告知の仕方は、家族状況や虐待の程度を見て、ケースにより判断する。	4.4	0.742	524
13	52	保護者と対峙する場面では、必要以上に懲罰的にならないような表現を用いる。	4.37	0.756	514
14	43	保健師や学校の教諭など地域の援助者に家庭訪問を依頼する。	4.36	0.771	525
15	16	それぞれの家族に対してワーカーが何がどこまでできて、何ができないのかを自覚する。	4.34	0.802	516
16	1	家族の長所をいかにして、援助を展開する。	4.3	0.819	517
17	29	定期的に家族に接触する。	4.27	0.795	525
18	19	家族と共に目標を設定する。	4.24	0.814	524
19	63	児童相談所との誓約を破った場合に起こる結果についてきちんと保護者に伝える。	4.21	0.835	518
20	62	保護者が困っていることを口にしたタイミングを逃さず、必要なサービスにつなぐ。	4.2	0.815	508
21	41	保護者や子どもの状態を医師と協議する。	4.18	0.848	523
22	55	子どもの気持ちを代弁して保護者に伝える。	4.14	0.877	525
23	9	家族をどのように資源やサポートに結びつけるかの援助計画を作成していく。	4.12	0.925	526
23	58	家庭訪問を行い、子どもの長期分離を防ぐためには家族が何を必要としているかをアセスメントする。	4.12	0.874	522
25	18	カウンセリングを通して保護者に虐待した原因について内省させる。	4.11	0.942	526
26	54	子育ての負担を軽減するための家事・育児支援サービスに家族をつなぐ。	4.09	0.89	526
27	36	チームアプローチを取ることで、自分のアセスメント結果や意思決定を確認する。	4.08	0.971	509
28	34	すでに保護者とつながっている関係機関に保護者が必要としているサービスを紹介してもらう。	4.08	0.885	524
29	3	援助終了後も、家族が再び同じ状態にもどっていないかフォローアップする。	4.07	1.036	521
30	21	家庭を訪問し家族の生活の場で援助活動を行う。	4.02	0.951	525
31	31	家族が必要としているスキルを、例を用いて家族にわかりやすく説明する。	3.99	0.934	523
32	26	家族がすべきことまで、ワーカーがしてしまわないように気をつける。	3.98	0.97	501
33	48	地域の資源に家族をつないだ後も、子どもに対するリスクアセスメントを継続する。	3.97	0.963	523
34	49	家族の「子どもと共に生活する権利」と、子どもの「安全に暮らす権利」の両方を大	3.96	1.057	512
35	51	定期的に援助の評価を行い、ある程度の結果が見られれば援助を終結する。	3.94	0.92	524
36	65	家族が自身のリスクに気づく術と、それに対する適切な対応を教える。	3.94	0.878	524
36	57	職場で同僚と共有できる家族支援に対する価値観をもっている。	3.93	0.989	516
38	53	関係機関に対して、家族との接し方についての詳細な助言を行う。	3.93	0.877	524
38	28	次の大きな変化につながるような家族の小さな変化を支援する。	3.9	0.952	508
40	44	頼りにできるような親戚を探し出し、協力してもらう。	3.83	0.988	520
41	33	保護者が通院・入院している間、子どもの保育ケアを確保する。	3.82	1.076	524
42	50	保育サービス、学童サービスの利用のための手続きを援助する。	3.8	1.035	522
43	37	ワーカー自身が家族の変化に対して希望を持つ。	3.78	1.022	509
44	25	地域の民生児童委員に協力を要請する。	3.74	0.986	526
45	42	保護者をペアレントトレーニング(親業)プログラムへ送致する。	3.67	1.14	519
46	46	ワーカーが家族に必要な具体的なサービスを提供することで、実際に「援助できること」を家族に証明する。	3.59	0.973	515
47	38	家に食料が十分確保されているかどうか、入手手段はあるのかを確認する。	3.54	1.064	524
48	4	児童福祉司指導を保護者に虐待を認識させる枠組みとして使う。	3.5	1.103	520
49	32	生活保護等の申請を援助する。	3.44	1.063	524
50	15	医療機関で保護者が十分な説明を受けられるよう配慮する。	3.42	1.051	520
51	11	家族に病院・医師を紹介する。	3.42	1.018	526
52	39	家族に新しく身についたスキルを試す機会を与える。	3.36	0.951	509
52	45	問題の原因の分析を行うのではなく、今ある問題の解決に集中する。	3.33	0.946	521
54	40	保護者に他の親と交流する機会を与える。	3.23	1.032	523
55	2	見本となる大人の姿をワーカーが子どもに見せる。	3.15	1.072	521
56	10	保護者の求職に関する情報を得る援助をする。	2.83	1.074	523
57	6	保護者や子どもの通院に同伴する。	2.71	1.07	525
58	56	住居探しを手伝う。	2.71	1.095	522
59	61	医療費の控除の申請を援助する。	2.69	1.139	521
60	35	保護者の借金の返済計画を一緒に立てる。	2.65	1.111	522
61	27	保護者と子どもが一緒に楽しめるような娯楽活動を企画するのを手伝う。	2.64	1.086	525
62	17	衣服や学用品の提供・確保の援助を行う。	2.64	1.092	522
62	59	住居設備に対する援助(修繕・安全面の確認など)を行う。	2.58	1.088	520
64	66	保護者の求職のための具体的な準備(履歴書を一緒に書く、面接の練習等)を手伝	2.43	1.089	526
65	14	家計の管理を保護者と一緒に行う。	2.39	1.074	522
66	64	子どもを学校・幼稚園・保育園に送迎する。	2.25	1.08	521

表 7

援助の障害の平均値ランキング

順位	項目番号	質問項目	平均値	SD	度数
1	6	児童福祉司一人あたりの担当ケース数が多い。	4.28	0.911	513
2	14	強制介入的な部分と家族維持に対する支援の部分の切り替えがむずかしい。	4.08	0.953	516
2	19	ワーカーの専門的な技能が不足している。	4.08	0.867	518
4	5	家族のニーズに答えることができるサービス提供体制が地域に組めていない。	4.04	0.941	510
5	12	虐待事件が起こると、マスコミがすべての責任を児童相談所に押し付ける。	4.03	1.044	493
6	18	司法システムの継続的関与がない。	3.98	0.951	491
7	20	保護者との信頼関係を結ぶことが難しい。	3.83	0.967	512
8	10	ネグレクトケースに対して家事を行ってくれるヘルパー制度がない(あっても利用に制限がある。)	3.77	1.037	501
9	17	十分なスーパービジョンが受けられない。	3.77	1.046	484
10	3	費用や交通が理由で、保護者が地域の資源を使えない。	3.72	1.074	500
11	13	児童福祉司の人事異動で担当者が頻繁に変わってしまう。	3.68	1.052	512
12	16	担当地区が広い	3.65	1.145	497
13	1	保護者が都合のよい時間帯や週末にサービスを提供できない。	3.33	1.100	486
14	15	援助を受けることが、親失格とみなされ、スティグマ化している。	3.30	0.965	481
15	4	児童福祉司が虐待ケース以外のケースも担当している。	3.04	1.329	498
16	11	虐待をすべて心の問題に捉えてしまう風潮がある。	3.04	1.032	424
16	7	家族に対する援助が「指導」という一方的な形式をとっている。	3.00	0.977	421
18	8	サービスの充実によって保護者の依存心を助長してしまう。	2.82	0.991	482
19	2	援助の見直しの時期が決まっていないため、ケースを終結できない。	2.78	1.083	423
20	9	公務員という立場の制約によりサービス提供が自由に行なえない。	2.46	1.085	464

(13)「家族維持」のために家族が持つべき要素について(表 8)

家族維持のために家族にとって必要な項目に関しては 27 項目用意し、同じく1-5の 5 件法によるライカートスケールによって尋ねた。平均値の第1四分位数(下位 25%)は、3.80 であり、第 3 四分位数(上位 25%)は、4.20 であった。上位 25%を「かなり必要である」、下位 25%を「あまり必要でない」と考えると、「かなり必要である」と考えられた項目は、「衣食住」「子どもの安全を守る人の存在」「保護者の自己コントロール能力」「関係機関の『家族維持する』という共通目標」、「住居」、「愛着関係」、「子どもの精神的安心感」の 7 項目であった。衣食住、安全、愛着関係、子

どもの安心感などの養育するために最低限度必要な基準と「保護者の自己コントロール能力」や「安全を守る人の存在」などの安全面に関するものが混合している形となった。なおあまり必要でない項目は、「子どもの順調な成長」、「ワーカーの言うことを聞き入れる」「家庭内での秩序」「家族の家族維持していくことに対する自信」、「インフォーマルなサポートをもって」「資源を活用できる」「自分たちが家族維持のプロセスに参加しているのだという自覚」の 7 項目であった。家族自身の「家族維持」に対する動機や自信、家族自身が持つコンピテンス(インフォーマルサポートや資源活用の力)などについては、あまり必要であるという認識がされていないようである。

表 8

家族に必要な要素の平均値ランキング

順位	項目番号	質問項目	平均値	SD	度数
1	18	最低限の衣食住の確保ができています。	4.45	0.80	528
2	13	家庭内に子どもの安全を守る人がいる、または定期的に家庭を訪問してくれる人がいる。	4.27	0.86	528
3	5	保護者が自分の行動をコントロールする力がある。	4.26	0.79	528
4	6	関係機関内で「在宅で支援していく」との共通認識がある。	4.25	0.90	528
4	10	安心して生活できる住居がある。	4.25	0.85	528
6	1	子どもと保護者の間に愛着関係がある。	4.23	0.84	527
7	25	子どもが家庭で精神的な安心感をえることができる。	4.22	0.85	528
8	24	最低限度の経済的基盤が確保できる。	4.17	0.89	528
9	8	保護者自身が今までやってきたことに変化が必要だと気づく。	4.13	0.89	528
10	26	保護者が子どもを養育する最低限度の能力を持っている。	4.12	0.92	528
11	20	虐待者に虐待の認識がある。	4.06	0.93	528
12	23	虐待者が自分でSOSを出せる。	4.04	0.92	528
13	19	保護者が就業している間に保育サービスが確保できる。	4.03	0.87	528
14	4	子どもが自分自身の安全を守ることができる。	4.02	0.98	528
15	16	最低限の衛生状態が保たれている。	4.01	0.89	528
16	12	保護者が保護者としての責任を自覚している。	3.96	0.92	528
17	17	子どもが幼稚園・小学校・中学校の学校や保育所などの所属集団へ毎日通っている。	3.95	0.91	528
18	15	保護者の(精神的)治療経過が良好である。	3.94	0.86	528
19	2	家族がお互いに助け合っている。	3.87	1.02	528
20	22	何とかして家族を維持していこうという気持ちがある。	3.85	0.85	528
21	3	子どもの成長(身長・体重)は順調である。	3.76	0.99	528
22	11	保護者がワーカーに対して心を開き、ワーカーの言うことを聞き入れる。	3.66	0.98	528
22	9	家族内での秩序が守られている。	3.66	1.08	528
24	27	家族自身が家族としてやっていくことができるという自信をもっている。	3.58	0.95	528
24	7	家族はインフォーマルなサポートシステムを持っている。	3.58	1.07	528
26	21	家族が地域の資源を自分でうまく利用できる。	3.53	0.91	528
27	14	家族が自分たちは家族維持のプロセスに参加しているのだと実感する。	3.33	1.07	528

(14) 援助の主体について(表 9-1、9-2、9-3)

実施度、重要度を尋ねるのに用いた「家族維持」を目的とした援助項目 66 項目のうち 44 項目に対して、誰が主に行うべきか、援助の主体を尋ねた。回答には、児童相談所、市町村区、その他の 3 つの選択肢を用意しあてはまるものすべてを選んでもらった。また、その他を選んだ場合のみ具体的に記入してもらった形とした。なお、その他を答えた場合でも記入した答えが市町村区に該当する機関であった場合は、市町村区としてカウントした。結果として、「保護的」「心理的」援助は児童相談所

が主体となるべき援助項目の上位を占めており(例: 児童相談所内の心理判定につなげ子どもの状態を知る、危機的な状況の場合には、一時保護・ショートステイなどを使い、危機を回避するなど)、保育所への送迎、衣食住の確保、定期的な接触、家庭訪問での援助などの日常的な援助は市町村がすべきだという意見が多く見られた。また、「その他」の機関が主体になるべきであると答えられた項目に関しても、日常生活に関する項目が多く上がった。なお、その他の機関としてあがった機関の中で最も多かったものは、民間機関、NPOであった。

表 9-1

児童相談所が主体の援助項目ランキング

順位	質問番号	児童相談所	市町村区	その他	欠損値	
1	1-22	児童相談所内の心理判定につなげ子どもの状態を知	459	95	13	48
2	1-60	危機的な状況の場合には、一時保護・ショートステイなどを使い、危機を回避する。	437	168	13	48
3	1-47	虐待の告知の仕方は、家族状況や虐待の程度を見て、ケースにより判断する。	433	143	18	47
4	1-55	子どもの気持ちを代弁して保護者に伝える。	420	174	15	47
5	1-58	家庭訪問を行い、子どもの長期分離を防ぐためには家族が何を必要としているかをアセスメントする。	416	231	21	48
6	1-19	家族と共に目標を設定する。	415	251	35	47
7	1-41	保護者や子どもの状態を医師と協議する。	414	223	17	48
8	1-18	カウンセリングを通して保護者に虐待した原因について内省させる。	411	111	65	47
9	1-53	関係機関に対して、家族との接し方についての詳細な助言を行う。	407	167	15	48
10	1-51	定期的に援助の評価を行い、ある程度の結果が見られれば援助を終結する。	403	182	17	47
11	1-24	学校教諭・幼稚園教諭・保育士と子どもの状況について協議する。	395	357	19	48
12	1-9	家族をどのように資源やサポートに結びつけるのかの援助計画を作成していく。	393	262	35	47
13	1-65	家族が自身のリスクに気づく術と、それに対する適切な対応を教える。	383	216	24	48
14	1-23	地域の機関から家族の情報を収集する。	376	360	34	48
15	1-31	家族が必要としているスキルを例を用いて家族にわかりやすく説明する。	374	241	43	48
16	1-5	保護者が子どもに対して肯定的な視点をもつことができるように働きかける。	365	318	55	47
17	1-20	家族が必要なとき、自分自身で利用できるように事前に地域の資源とつなげておく。	351	393	53	48
18	1-42	保護者をペアレントトレーニングプログラムへ送致する。	349	147	33	48
19	1-43	保健師や学校の教諭など地域の援助者に家庭訪問を依頼する。	349	326	17	48
20	1-29	定期的に家族に接触する。	341	371	55	48
21	1-44	頼りにできるような親戚を探し出し、協力してもらう。	339	304	22	48
22	1-21	家庭を訪問し家族の生活の場で援助活動を行う	322	413	59	48
23	1-48	地域の資源に家族をつないだ後も、子どもに対するリスクアセスメントを継続する。	286	334	20	47
24	1-25	地域の民生児童委員に協力を要請する。	251	392	23	48
25	1-11	家族に病院・医師を紹介する。	241	375	40	47
26	1-34	すでに保護者とつながっている関係機関に保護者が必要としているサービスを紹介してもらう。	208	391	47	48
27	1-54	子育ての負担を軽減するための家事・育児支援サービスに家族をつなぐ。	197	409	42	47
28	1-38	家に食料が十分確保されているかどうか、入手手段はあるのかを確認する。	179	380	53	48
29	1-33	保護者が通院・入院している間、子どもの保育ケアを確保する。	169	432	53	48
30	1-40	保護者に他の親と交流する機会を与える。	158	340	75	48
31	1-3	援助終了後も、家族が再び同じ状態にもどっていないかフォローアップする	148	406	63	46
32	1-32	生活保護等の申請を援助する。	144	419	52	48
33	1-50	保育サービス、学童サービスの利用のための手続きを援助する。	129	439	32	47
34	1-6	保護者や子どもの通院に同伴する。	119	304	81	48
35	1-27	保護者と子どもと一緒に楽しめるような娯楽活動を企画するのを手伝う。	100	294	131	48
36	1-35	保護者の借金の返済計画と一緒に立てる。	71	277	136	50
37	1-59	住居設備に対する援助(修繕・安全面の確認など)を行う	65	350	72	48
38	1-66	保護者の求職のための具体的な準備(履歴書を一緒に書く、面接の練習等)を手伝う。	56	296	120	48
39	1-61	医療費の控除の申請を援助する。	52	387	50	48
40	1-10	保護者の求職に関する情報を得る援助をする。	45	349	108	47
41	1-17	衣服や学用品の提供・確保の援助を行う。	37	377	116	47
42	1-56	住居探しを手伝う。	36	363	77	47
43	1-14	家計の管理を保護者と一緒に行う。	34	308	129	48
44	1-64	子どもを学校・幼稚園・保育園に送迎する。	21	266	169	48

表 9-2

市町村が主体の援助項目ランキング

順位	質問番号		市町村区	児童相談所	その他	欠損値
1	1-50	保育サービス、学童サービスの利用のための手続きを援助する。	439	129	32	47
2	1-33	保護者が通院・入院している間、子どもの保育ケアを確保する。	432	169	53	48
3	1-32	生活保護等の申請を援助する。	419	144	52	48
4	1-21	家庭を訪問し家族の生活の場で援助活動を行う	413	322	59	48
5	1-54	子育ての負担を軽減するための家事・育児支援サービスに家族をつなぐ。	409	197	42	47
6	1-3	援助終了後も、家族が再び同じ状態にもどっていないかフォローアップする	406	148	63	46
7	1-20	家族が必要なとき、自分自身で利用できるように事前に地域の資源とつなげておく。	393	351	53	48
8	1-25	地域の民生児童委員に協力を要請する。	392	251	23	48
9	1-34	すでに保護者とつながっている関係機関に保護者が必要としているサービスを紹介してもらう。	391	208	47	48
10	1-61	医療費の控除の申請を援助する。	387	52	50	48
11	1-38	家に食料が十分確保されているかどうか、入手手段はあるのかを確認する。	380	179	53	48
12	1-17	衣服や学用品の提供・確保の援助を行う。	377	37	116	47
13	1-11	家族に病院・医師を紹介する。	375	241	40	47
14	1-29	定期的に家族に接触する。	371	341	55	48
15	1-56	住居探しを手伝う。	363	36	77	47
16	1-23	地域の機関から家族の情報を収集する。	360	376	34	48
17	1-24	学校教諭・幼稚園教諭・保育士と子どもの状況について協議する。	357	395	19	48
18	1-59	住居設備に対する援助(修繕・安全面の確認など)を行う。	350	65	72	48
19	1-10	保護者の求職に関する情報を得る援助をする。	349	45	108	47
20	1-40	保護者に他の親と交流する機会を与える。	340	158	75	48
21	1-48	地域の資源に家族をつないだ後も、子どもに対するリスクアセスメントを継続する。	334	286	20	47
22	1-43	保健師や学校の教諭など地域の援助者に家庭訪問を依頼する。	326	349	17	48
23	1-5	保護者が子どもに対して肯定的な視点をもつことができるように働きかける。	318	365	55	47
24	1-14	家計の管理を保護者と一緒に行う。	308	34	129	48
25	1-6	保護者や子どもの通院に同伴する。	304	119	81	48
26	1-44	頼りにできるような親戚を探し出し、協力してもらう。	304	339	22	48
27	1-66	保護者の求職のための具体的な準備(履歴書を一緒に書く、面接の練習等)を手伝う。	296	56	120	48
28	1-27	保護者と子どもが一緒に楽しめるような娯楽活動を企画するのを手伝う。	294	100	131	48
29	1-35	保護者の借金の返済計画を一緒に立てる。	277	71	136	50
30	1-64	子どもを学校・幼稚園・保育園に送迎する。	266	21	169	48
31	1-9	家族をどのように資源やサポートに結びつけるのかの援助計画を作成していく。	262	393	35	47
32	1-19	家族と共に目標を設定する。	251	415	35	47
33	1-31	家族が必要としているスキルを例を用いて家族にわかりやすく説明する。	241	374	43	48
34	1-58	家庭訪問を行い、子どもの長期分離を防ぐためには家族が何を必要としているかをアセスメントする。	231	416	21	48
35	1-41	保護者や子どもの状態を医師と協議する。	223	414	17	48
36	1-65	家族が自身のリスクに気づく術と、それに対する適切な対応を教え	216	383	24	48
37	1-51	定期的に援助の評価を行い、ある程度の結果が見られれば援助を終結する。	182	403	17	47
38	1-55	子どもの気持ちを代弁して保護者に伝える。	174	420	15	47
39	1-60	危機的な状況の場合には、一時保護・ショートステイなどを使い、危機を回避する。	168	437	13	48
40	1-53	関係機関に対して、家族との接し方についての詳細な助言を行う。	167	407	15	48
41	1-42	保護者をペアレントトレーニングプログラムへ送致する。	147	349	33	48
42	1-47	虐待の告知の仕方は、家族状況や虐待の程度を見て、ケースにより判断する。	143	433	18	47
43	1-18	カウンセリングを通して保護者に虐待した原因について内省させ	111	411	65	47
44	1-22	児童相談所内の心理判定につなげ子どもの状態を知る。	95	459	13	48

表 9-3

その他の機関が主体の援助項目ランキング

順位		児童相談所	市町村区	その他	欠損値	
1	1-64	子どもを学校・幼稚園・保育園に送迎する。	21	266	169	48
2	1-35	保護者の借金の返済計画と一緒に立てる。	71	277	136	50
3	1-27	保護者と子どもと一緒に楽しめるような娯楽活動を企画するのを手伝う。	100	294	131	48
4	1-14	家計の管理を保護者と一緒に行う。	34	308	129	48
5	1-66	保護者の求職のための具体的な準備(履歴書を一緒に書く、面接の練習等)を手伝う。	56	296	120	48
6	1-17	衣服や学用品の提供・確保の援助を行う。	37	377	116	47
7	1-10	保護者の求職に関する情報を得る援助をする。	45	349	108	47
8	1-6	保護者や子どもの通院に同伴する。	119	304	81	48
9	1-56	住居探しを手伝う。	36	363	77	47
10	1-40	保護者に他の親と交流する機会を与える。	158	340	75	48
11	1-59	住居設備に対する援助(修繕・安全面の確認など)を行う。	65	350	72	48
12	1-18	カウンセリングを通して保護者に虐待した原因について内省させる。	411	111	65	47
13	1-3	援助終了後も、家族が再び同じ状態にもどっていないかフォローアップする	148	406	63	46
14	1-21	家庭を訪問し家族の生活の場で援助活動を行う	322	3	59	48
15	1-5	保護者が子どもに対して肯定的な視点をもつことができるように働きかける。	365	318	55	47
16	1-29	定期的に家族に接触する。	341	371	55	48
17	1-20	家族が必要なとき、自分自身で利用できるように事前に地域の資源とつなげておく。	351	393	53	48
18	1-33	保護者が通院・入院している間、子どもの保育ケアを確保する。	169	432	53	48
19	1-38	家に食料が十分確保されているかどうか、入手手段はあるのかを確認する。	179	380	53	48
20	1-32	生活保護等の申請を援助する。	144	419	52	48
21	1-61	医療費の控除の申請を援助する。	52	387	50	48
22	1-34	すでに保護者とつながっている関係機関に保護者が必要としているサービスを紹介してもらう。	208	391	47	48
23	1-31	家族が必要としているスキルを例を用いて家族にわかりやすく説明する。	374	241	43	48
24	1-54	子育ての負担を軽減するための家事・育児支援サービスに家族をつなぐ。	197	409	42	47
25	1-11	家族に病院・医師を紹介する。	241	375	40	47
26	1-9	家族をどのように資源やサポートに結びつけるのかの援助計画を作成していく。	393	262	35	47
27	1-19	家族と共に目標を設定する。	415	251	35	47
28	1-23	地域の機関から家族の情報を収集する。	376	360	34	48
29	1-42	保護者をペアレントトレーニングプログラムへ送致す	349	147	33	48
30	1-50	保育サービス、学童サービスの利用のための手続きを援助する。	129	439	32	47
31	1-65	家族が自身のリスクに気づく術と、それに対する適切な対応を教える。	383	216	24	48
32	1-25	地域の民生児童委員に協力を要請する。	251	392	23	48
33	1-44	頼りにできるような親戚を探し出し、協力してもらう。	339	304	22	48
34	1-58	家庭訪問を行い、子どもの長期分離を防ぐためには家族が何を必要としているかをアセスメントする。	416	231	21	48
35	1-48	地域の資源に家族をつないだ後も、子どもに対するリスクアセスメントを継続する。	286	334	20	47
36	1-24	学校教諭・幼稚園教諭・保育士と子どもの状況について協議する。	395	357	19	48
37	1-47	虐待の告知の仕方は、家族状況や虐待の程度を見て、ケースにより判断する。	433	143	18	47
38	1-41	保護者や子どもの状態を医師と協議する。	414	223	17	48
39	1-43	保健師や学校の教諭など地域の援助者に家庭訪問を依頼する。	349	326	17	48
40	1-51	定期的に援助の評価を行い、ある程度の結果が見られれば援助を終結する。	403	182	17	47
41	1-53	関係機関に対して、家族との接し方についての詳細な助言を行う。	407	167	15	48
42	1-55	子どもの気持ちを代弁して保護者に伝える。	420	174	15	47
43	1-22	児童相談所内の心理判定につなげ子どもの状態を知	459	95	13	48
44	1-60	危機的な状況の場合には、一時保護・ショートステイなどを使い、危機を回避する。	437	168	13	48

表 10

実施度と実施度の平均値の差ランキング

順位	項目番号	質問項目	実施度	重要度	差
1	42	保護者をペアレントトレーニングプログラムへ送致する。	1.79	3.67	-1.88
2	3	援助終了後も、家族が再び同じ状態にもどっていないかフォローアップする	2.68	4.07	-1.39
3	40	保護者に他の親と交流する機会を与える。	2	3.23	-1.23
4	9	家族をどのように資源やサポートに結びつけるのかの援助計画を作成していく。	2.92	4.12	-1.2
5	35	保護者の借金の返済計画を一緒に立てる。	1.5	2.65	-1.15
6	56	住居探しを手伝う。	1.6	2.71	-1.11
7	61	医療費の控除の申請を援助する。	1.6	2.69	-1.09
8	18	カウンセリングを通して保護者に虐待した原因について内省させる。	3.03	4.11	-1.08
9	66	保護者の求職のための具体的な準備(履歴書を一緒に書く、面接の練習等)を手伝	1.36	2.43	-1.07
10	10	保護者の求職に関する情報を得る援助をする。	1.81	2.83	-1.02
11	14	家計の管理を保護者と一緒に行う。	1.38	2.39	-1.01
12	59	住居設備に対する援助(修繕・安全面の確認など)を行う。	1.57	2.58	-1.01
13	39	家族に新しく身についたスキルを試す機会を与える。	2.36	3.36	-1
14	65	家族が自身のリスクに気づく術と、それに対する適切な対応を教える。	2.96	3.94	-0.98
15	64	子どもを学校・幼稚園・保育園に送迎する。	1.3	2.25	-0.95
16	27	保護者と子どもが一緒に楽しめるような娯楽活動を企画するのを手伝う。	1.71	2.64	-0.93
17	33	保護者が通院・入院している間、子どもの保育ケアを確保する。	2.89	3.82	-0.93
18	48	地域の資源に家族をつないだ後も、子どもに対するリスクアセスメントを継続する。	3.05	3.97	-0.92
19	17	衣服や学用品の提供・確保の援助を行う。	1.81	2.64	-0.83
20	31	家族が必要としているスキルを例を用いて家族にわかりやすく説明する。	3.16	3.99	-0.83
21	19	家族と共に目標を設定する。	3.42	4.24	-0.82
22	50	保育サービス、学童サービスの利用のための手続きを援助する。	3.01	3.8	-0.79
23	58	家庭訪問を行い、子どもの長期分離を防ぐためには家族が何を必要としているかをアセスメントする。	3.34	4.12	-0.78
24	15	医療機関で保護者が十分な説明を受けられるよう配慮する。	2.65	3.42	-0.77
25	54	子育ての負担を軽減するための家事・育児支援サービスに家族をつなぐ。	3.34	4.09	-0.75
26	32	生活保護等の申請を援助する。	2.7	3.44	-0.74
27	30	家族に関する情報をたえず収集し、児童相談所が家族に介入するタイミングを逃さない。	3.74	4.42	-0.68
28	1	家族の長所をいかして、援助を展開する。	3.62	4.3	-0.68
29	38	家に食料が十分確保されているかどうか、入手手段はあるのかを確認する。	2.88	3.54	-0.66
30	44	頼りにできるような親戚を探し出し、協力してもらう。	3.19	3.83	-0.64
31	36	チームアプローチを取ることによって、自分のアセスメント結果や意思決定を確認する。	3.47	4.08	-0.61
32	20	家族が必要なとき、自分自身で利用できるように事前に地域の資源とつなげておく。	3.83	4.43	-0.6
33	4	児童福祉司指導を保護者に虐待を認識させる枠組みとして使う。	2.91	3.5	-0.59
34	2	見本となる大人の姿をワーカーが子どもに見せる。	2.59	3.15	-0.56
35	28	次の大きな変化につながるような家族の小さな変化を支援する。	3.35	3.9	-0.55
36	41	保護者や子どもの状態を医師と協議する。	3.63	4.18	-0.55
37	63	児童相談所との誓約を破った場合に起こる結果についてきちんと保護者に伝える。	3.66	4.21	-0.55
38	16	それぞれの家族に対してワーカーが何がどこまでできて、何ができないのかを自覚する。	3.82	4.34	-0.52
39	25	地域の民生児童委員に協力を要請する。	3.22	3.74	-0.52
40	53	関係機関に対して、家族との接し方についての詳細な助言を行う。	3.41	3.93	-0.52
41	62	保護者が困っていることを口にしたタイミングを逃さず、必要なサービスにつなぐ。	3.71	4.2	-0.49
42	6	保護者や子どもの通院に同伴する。	2.24	2.71	-0.47
43	11	家族に病院・医師を紹介する。	2.95	3.42	-0.47
44	57	職場で同僚と共有できる家族支援に対する価値観をもっている。	3.46	3.93	-0.47
45	46	ワーカーが家族に必要な具体的なサービスを提供することで、実際に「援助できること」を	3.13	3.59	-0.46
46	5	保護者が子どもに対して肯定的な視点をもつことができるように働きかける。	4.03	4.46	-0.43
47	29	定期的に家族に接触する。	3.84	4.27	-0.43
48	34	すでに保護者とつながっている関係機関に保護者が必要としているサービスを紹介してもらう。	3.67	4.08	-0.41
49	49	家族の「子どもと共に生活する権利」と、子どもの「安全に暮らす権利」の両方を大	3.57	3.96	-0.39
50	8	家族を援助するという自分の立場を明らかにし、家族の信頼を得る。	4.06	4.44	-0.38
51	21	家庭を訪問し、家族の生活の場で援助活動を行う。	3.64	4.02	-0.38
52	37	ワーカー自身が家族の変化に対して希望を持つ。	3.45	3.78	-0.33
53	51	定期的に援助の評価を行い、ある程度の結果が見られれば援助を終結する。	3.61	3.94	-0.33
54	55	子どもの気持ちを代弁して保護者に伝える。	3.82	4.14	-0.32
55	43	保健師や学校の教諭など地域の援助者に家庭訪問を依頼する。	4.07	4.36	-0.29
56	13	ワーカーは家族に対して忍耐強く対応する。	4.21	4.49	-0.28
57	26	家族がすべきことまで、ワーカーがしてしまわないように気をつける。	3.71	3.98	-0.27
58	60	危機的な状況の場合には、一時保護・ショートステイなどを使い、危機を回避する。	4.45	4.72	-0.27
59	22	児童相談所内の心理判定につなげ子どもの状態を知る。	4.26	4.48	-0.22
60	12	関係機関に児童相談所としての視点や立場を説明していく。	4.23	4.44	-0.21
61	24	学校教諭・幼稚園教諭・保育士と子どもの状況について協議する。	4.36	4.56	-0.2
62	47	虐待の告知の仕方は、家族状況や虐待の程度を見て、ケースにより判断する。	4.21	4.4	-0.19
63	52	保護者と対峙する場面では、必要以上に懲罰的にならないような表現を用いる。	4.19	4.37	-0.18
64	45	問題の原因の分析を行うのではなく、今ある問題の解決に集中する。	3.2	3.33	-0.13
65	7	ワーカーとしての責任を証明するために、自分が行った援助を文書に記録しておく。	4.37	4.44	-0.07
66	23	地域の機関から家族の情報を収集する。	4.52	4.58	-0.06

(15) 重要度と実施度の差について

表 10 は、実施度から重要度の差のランキングであ

る。重要度の方が、実施度よりも高ポイントに分布が

偏っているため、その差を数値で解釈することは難し

いが、ここでは差のランキングの結果について考察をおこないたい。すべての項目について、重要度の方が実施度よりも大きい結果となった。特に順位1、2の項目42「保護者をペアレントトレーニングプログラムへ送致する」、項目3、「援助終了後も、家族が再び同じ状態にもどっていないかフォローアップする」においては、実施度においては、下位 25%(第 1 四分位)の範囲にはいっているものであった。実施度では、「あまり実施されていない」といえるものであり、重要度の割には、実施度が低いといっても差し支えないであろう。その他、差の上位25%以内であった17項目のなかで、具体的な生活援助に当たる項目は 10 項目をしめており、重要度のランキングではすべて下位 25%にある項目ながらも、実際に重要だと感じているほどには、児童相談所では実施されていないことがわかる。ただし、17項目中12項目は市町村の役目であると児童福祉司が感じている。これらの項目を重要だと思っていながらも実施していない理由は、児相の役割ではなく、市町村の役割だと感じているからであろう。

(16) 親子分離に対する考え方

長期の親子分離についての回答者の児童福祉司としての考えを次の2件法で尋ねた:1.親子分離は最後の手段であり、なるべく避けるべきである。2.親子分離は対応の一方法として積極的に行うべきである。どちらかといえばよいので当てはまるものを選んでもらうように質問に指示を付け加えた。結果は、無回答であった23名を除いた505名のうち、69.3%の350名が「親子分離は最後の手段であり、なるべく避けるべきである」と親子分離に対して慎重な意見を示し、30.7%の155名が親子分離を積極的に使うことに賛成の意見を示した。

(17) 親子分離に対する考え方と基本的属性のクロス集計結果

親子分離に対する考えと次の回答者の基本的属性とのクロス集計を行い、あわせてカイ二乗検定を行った:①年齢、②性別、③直近の勤務部局、④児童福祉司資格の種別、⑤大学・短大での専攻、⑥社会福祉士資格の有無。結果は、回答傾向に有意性がみられる項目はなく、親子分離に対する考え方につい

ては特に意味のある属性を特定するには至らなかった。

(18) 家族維持に対する尽力

H17 年度に担当した全ての児童虐待長措置ケース(一時保護ケースは除く)に対して、どの程度、「家族維持」のための援助を措置前に行ったかを1=「まったく行わなかった」から5=「できる限りおこなった」の5件法のライカートスケールにより尋ねた。

最も回答が多かったのは、4 の値であり、有効回答のうち 33.9%であった。91.5%の回答者が 3 以上の値の回答に偏り、全体としてほとんどの回答者が自分の家族維持のための尽力には比較的高い評価を下していることが明らかになった。

(19) 家族維持に対する尽力と基本的属性のクロス集計結果

回答者自身の家族維持に対する尽力の評価と次の回答者の基本的属性とのクロス集計を行い、あわせてカイ二乗検定を行った:①年齢、②性別、③直近の勤務部局、④児童福祉司資格の種別、⑤大学・短大での専攻、⑥社会福祉士資格の有無の6項目。

年齢以外には回答傾向に有意性がみられる項目はなかった。年齢においては、どの年代においても、3 以上の値を選んだ回答者が多かったが、1 を選んだ回答者の 46.7%が 50 歳代、2を選んだうちの44.0%が40歳代と年齢が高くなると、尽力度について低い評価をした人が多い傾向がみられた。

尽力度と年齢のカイ二乗検定

	値	自由度	漸近有意確率(両側)
Pearson のカイ二乗	27.766 ^a	16	.034
尤度比	27.724	16	.034
線型と線型による連関	3.381	1	.066
有効なケースの数	491		

a. 9 セル (36.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度数は .06 です。

7. 考察

(1) 児童福祉司は家族維持を目的とした援助についてどう捉えているのか?

児童福祉司が重要と捉えている「家族維持」を目的

とした援助の項目の傾向として、ワーカーの援助に対する態度、関係機関との協議・連携に関するものが多いと考えられる。衣食住、経済活動、医療、保育などに関する生活上の援助に対しては、家族維持については他の項目と比べてあまり重要でないと思われているようである。しかしながら、家族維持に必要な家族が持つべき要素としては、衣食住、安全、愛着関係、子どもの安心感などの養育するために最低限度必要な基準と「保護者の自己コントロール能力」や「安全を守る人の存在」などの安全面に関するものが上位をしめており、必ずしも、児童福祉司が重要だと感じている援助が実際、家族側が持つべき要素に対応したものではないことに着目したい。結論として、実際、児童福祉司が捉える家族維持を目的とした援助は、市町村をはじめとし関係機関とうまく連携しながら、援助者としての態度や姿勢を保ちつつ、危険時に介入するといったものであると考えられる。

前提となる親子分離に対する考え方や措置前の家族維持への取り組みに対する評価の結果から、親子分離は最終的手段であり、措置前にはできるだけ家族維持への取り組みを行うと言う考え方が多数派を占めていた。ただし、自由筆記欄から、「家族維持を行うための手段が少ない」「状況がそれを許してくれない」などの、家族維持を行いたい、援助に対する限界を感じているような内容がたくさん読み取れた。

(2) 家族維持を目的とした援助はどう行われているのか？

① 児童相談所が現在行っている家族維持を目的とした援助について

現在、児童相談所が行っている「家族維持」を目的とした援助の実施度ランキング結果より、児童相談所が行っている家族維持を目的とした援助は、市町村等の関係機関との連携や協働を通しての状況理解と対応およびワーカーの援助に対する態度・姿勢が多くを占めていた。つまり直接的に家族に対して介入するというよりは、「家族維持」を念頭においた援助の姿勢を持ちつつ、関係機関を通して間接的に家族に介入していく形の援助を主に行っているようである。こ

れは、市町村レベルと児童相談所レベルとの比較的パラレルな役割分担によって援助が展開されることを示している。

反対に、実施度ランキングの下位 25%を住居、家計、医療、保育サービスなどの生活上の具体的な課題に対する援助の項目が多く占めたことは、これら生活上の援助に対しては児童相談所では実施されていないということになる。これらの生活上の具体的な生活援助とは、人間の基本的な要求にあたるものであり、マズローの欲求段階説で言えば、最も最下層に当たり、とくにネグレクト事例に対する家族維持にとっては、援助者にとって効果的な援助を展開するための大切な「切り札」となる援助である。児童相談所がこれらの具体的な生活援助を提供しないのであれば、地域基盤型のサービス提供主体である市町村がその役割を行えるための整備が必要であり、必要なサービスがきちんと提供されているかを確認する役割が必要であろう。サービス委託という形であろうと、市町村に対してサービス提供をゆだねている場合であろうと、サービスの受け手である家族を焦点とし、児童相談所があくまでも市町村の後ろ盾として、援助の対象となる家族の状況を常に把握し、援助に対する姿勢と態度を示しながら適切な介入のタイミングを計っていくという役割をとるのか、もしくは、すべて家族に対するニーズの充足、児童虐待再発防止などのすべての「家族維持」を市町村が担うのかの議論については、今後の役割分担の整備と共に進める必要があるであろう。

② 誰が主体となって「家族維持」を行っていくべきなのか？

重要度ランキングと援助の主体ランキングについて

重要度ランキング 10 位以内の援助項目で、児童相談所が主体となっていたものが 1-7 位までの 5 項目（10 位以内項目の中で項目の性質上、援助の主体を問わなかったものが 4 項目）あり、10 位の項目番号 20「家族が必要なとき、自分自身で利用できるように事前に地域の資源とつなげておく」以外は、すべて児童相談所が主体となるべきと答えられていた。また下位 10 位以内の項目はすべて市町村が主体の回答がもっとも多かった。

順位	児相が主体が最も三主体の中で多い	市町村が主体が最も三主体の中で多い	項目番号	質問項目
1			60	危機的な状況の場合には、一時保護・ショートステイなどを使い、危機を回避する。
2			23	地域の機関から家族の情報を収集する。
3			24	学校教諭・幼稚園教諭・保育士と子どもの状況について協議する。
4			13	ワーカーは家族に対して忍耐強く対応する。
5			22	児童相談所内の心理判定につなげ子どもの状態を知る。
6			5	保護者が子どもに対して肯定的な視点を持つことができるように働きかける。
7			8	家族を援助するという自分の立場を明らかにし、家族の信頼を得る。
7			7	ワーカーとしての責任を証明するために、自分が行った援助を文書に記録しておく。
7			12	関係機関に児童相談所としての視点や立場を説明していく。
10			20	家族が必要なとき、自分自身で利用できるように事前に地域の資源とつなげておく。
11			30	家族に関する情報をたえず収集し、児童相談所が家族に介入するタイミングを逃さない。
12			47	虐待の告知の仕方は、家族状況や虐待の程度を見て、ケースにより判断する。
13			52	保護者と対峙する場面では、必要以上に懲罰的にならないような表現を用いる。
14			43	保健師や学校の教諭など地域の援助者に家庭訪問を依頼する。
15			16	それぞれの家族に対してワーカーが何がどこまでできて、何ができないのかを自覚する。
16			1	家族の長所をいかして、援助を展開する。
17			29	定期的に家族に接触する。
18			19	家族と共に目標を設定する。
19			63	児童相談所との誓約を破った場合に起こる結果についてきちんと保護者に伝える。
20			62	保護者が困っていることを口にしたタイミングを逃さず、必要なサービスにつなぐ。
21			41	保護者や子どもの状態を医師と協議する。
22			55	子どもの気持ちを代弁して保護者に伝える。
23			9	家族をどのように資源やサポートに結びつけるのかの援助計画を作成していく。
23			58	家庭訪問を行い、子どもの長期分離を防ぐためには家族が何を必要としているかをアセスメントする。
25			18	カウンセリングを通して保護者に虐待した原因について内省させる。
26			54	子育ての負担を軽減するための家事・育児支援サービスに家族をつなぐ。
27			36	チームアプローチを取ることによって、自分のアセスメント結果や意思決定を確認する。
28			34	すでに保護者とつながっている関係機関に保護者が必要としているサービスを紹介してもらう。
29			3	援助終了後も、家族が再び同じ状態にもどっていないかフォローアップする
30			21	家庭を訪問し家族の生活の場で援助活動を行う
31			31	家族が必要としているスキルを、例を用いて家族にわかりやすく説明する。
32			26	家族がすべきことまで、ワーカーがしてしまわないように気をつける。
33			48	地域の資源に家族をつないだ後も、子どもに対するリスクアセスメントを継続する。
34			49	家族の「子どもと共に生活する権利」と、子どもの「安全に幸せに暮らす権利」の両方を大
35			51	定期的に援助の評価を行い、ある程度の結果が見られれば援助を終結する。
36			65	家族が自身のリスクに気づく術と、それに対する適切な対応を教える。
36			57	職場で同僚と共有できる家族支援に対する価値観をもっている。
38			53	関係機関に対して、家族との接し方についての詳細な助言を行う。
38			28	次の大きな変化につながるような家族の小さな変化を支援する。
40			44	頼りにできるような親戚を探し出し、協力してもらう。
41			33	保護者が通院・入院している間、子どもの保育ケアを確保する。
42			50	保育サービス、学童サービスの利用のための手続きを援助する。
43			37	ワーカー自身が家族の変化に対して希望を持つ。
44			25	地域の民生児童委員に協力を要請する。
45			42	保護者をペアレントトレーニング(親業)プログラムへ送致する。
46			46	ワーカーが家族に必要な具体的なサービスを提供することで、実際に「援助できること」を家族に証明する。
47			38	家に食料が十分確保されているかどうか、入手手段はあるのかを確認する。
48			4	児童福祉司指導を保護者に虐待を認識させる枠組みとして使う。
49			32	生活保護等の申請を援助する。
50			15	医療機関で保護者が十分な説明を受けられるよう配慮する。
51			11	家族に病院・医師を紹介する。
52			39	家族に新しく身についたスキルを試す機会を与える。
52			45	問題の原因の分析を行うのではなく、今ある問題の解決に集中する。
54			40	保護者に他の親と交流する機会を与える。
55			2	見本となる大人の姿をワーカーが子どもに見せる。
56			10	保護者の求職に関する情報を得る援助をする。
57			6	保護者や子どもの通院に同伴する。
58			56	住居探しを手伝う。
59			61	医療費の控除の申請を援助する。
60			35	保護者の借金の返済計画を一緒に立てる。
61			27	保護者と子どもと一緒に楽しめるような娯楽活動を企画するのを手伝う。
62			17	衣服や学用品の提供・確保の援助を行う。
62			59	住居設備に対する援助(修繕・安全面の確認など)を行う。
64			66	保護者の求職のための具体的な準備(履歴書を一緒に書く、面接の練習等)を手伝
65			14	家計の管理を保護者と一緒に行う。
66			64	子どもを学校・幼稚園・保育園に送迎する。

以上のことをあわせて考えると、児童相談所が重要と
考え行っている「家族維持」の援助は、市町村をはじめ
とした関係機関を通して間接的に介入する援助の



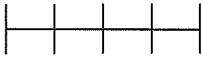
形であり、アメリカの Family Preservation の考え方と
は違い具体的援助を含んだ包括的な援助ではない
と言える。しかしながら、それが日本版の家族維持を

目的とした援助のあり方ととらえるならば、家族が持つべき家族要素と援助との対応、および市町村と児童相談所の役割のそれぞれが包括的に家族のニーズを満たしているものかどうか確認できる枠組みを考える必要がある。「援助がニーズを充足しているかどうか」の確認の枠組みを市町村に位置づけるべきか、児童相談所に位置づけるべきかはこれから更なる検討が必要だと思われる。加えて、援助の障害のランキングであがったように、一人当たりのケース数の問題、専門的技術不足の問題、地域でのサービス体制の欠如の問題などの取り組むべき課題がある。さらに市町村での家族維持を目的とした援助の実態調査にあわせて、日本における家族維持を目的とした援助についての考えていく必要があるだろう。

最後にまとめると、Family Preservation の基本的概念である家族を中心とした「家族維持」のための包括的な支援の達成のためには、市町村(家族との直接

的接触、情報収集、具体的生活支援)と児童相談所(心理的援助、臨床ソーシャルワーク、危機的状況への介入)の平行な援助展開を、家族に焦点をあてながら、現在の「強制的介入」と「在宅支援」の間のバランスをとりつつ「家族維持」に対する「正当な努力」が図られているかどうか確認する機能を確立する必要があると考える。家族維持には本来「虐待の再発の予防」(児童保護的側面<子ども中心視点>)と「家族機能の向上」(家族支援的側面<家族中心視点>)の2つがある。もちろん、現在の体制では法律上、行政上に柔軟性を持つ必要があるだろう。これからの市町村と児童相談所の役割により、家族維持を目的とした援助の機能が分断されてしまわぬよう、これらの2つの視点と目的をしっかりとらえた家族維持のシステムづくりを児童虐待ケースの援助体制の中に組み込んでいく必要があることを、本調査結果からの提言としたい。

資料1.
質問紙の構成

質問	質問文	回答形式
I. 家族維持を目的とした援助項目 66 項目に対する実施度	H17 年度の担当した在宅支援ケース全体(個々のケースではなくについてそれぞれの項目を児童福祉司としてあなた自身はどの程度実施しましたか? 最もよく当てはまるものに○をつけてください	5 件法のライカートスケール。 1 2 3 4 5  「していない(=1)」と「よくしている(=5)」を数字の上に記載 * 試用版では、スケールの最小値を「全くしていない(=1)」としていたが児童福祉司 7 名に行ったパイロットスタディの際、回答が高得点に偏る傾向が見られたため、研究室メンバーで協議の末、「していない(=1)」に変更し、中央値をずらす形とした。
II. 家族維持を目的とした援助項目 66 項目に対する実施度	児童虐待ケース(再統合はのぞく)を行うにあたって、それぞれの項目について「子どもの長期措置(一時保護・ショートステイはのぞく)を防ぐために、家族にとってどの程度、重要であるかと思うかを特定のケースや現在の状況(資源・ケースの有無)に関わらず最もよく当てはまる数字に○をつけてもらう形とした。	5 件法のライカートスケール。 1 2 3 4 5  「重要でない(=1)」と「重要である(=5)」を数字の上に記載。
III. 「家族維持」を目的とした援助 66 項目に対する行動の主体	実施度と重要度を尋ねた項目と同じ 66 項目について、児童相談所、市町村、その他(具体名を記入)のうちだれが主に行うべきと考えるかを尋ね、該当する箇所すべてに○を記入してもらった。	
IV. 「家族維持」を目的とした援助の障害となっている要因について	「家族維持」を目的とした援助の障害となっている要因の構造を明らかにするため、FGI 調査等から作成した 20 項目の障害要因に対して家族維持のための援助を行うことに対してどの程度障害になっているか、最もよく当てはまる数字に○をつけてもらっ	5 件法のライカートスケール。 1 2 3 4 5 0  「まったく障害とは思わない(=1)」と「大変障害である(=5)」を数字の上に記載。「現状にあてはまらない(=0)」をラ

	た。(特定のケースではなく、H17年度に担当したケースを想定)	イカートスケールの横に記載。「0」を選択した場合は、欠損値として扱う。
V. 「家族維持」のために家族が持つべき要素について	家族の持つべき要素 27 項目に対して、児童虐待ケースにおいて、現在の家族から子どもが長期措置されないためにどの程度必要かについて、最もよく当てはまる数字に○をつけてもらった。(特定のケースではなく、H17年度に担当したケースを想定)	5 件法のライカートスケール。  「必ずしも必要でない(=1)」と「絶対に必要である(=5)」を数字の上に記載 * 試用版では、スケールの最小値を「全く必要でない(=1)」としていたが児童福祉司 7 名に行ったパイロットスタディの際、回答が高得点に偏る傾向が見られたため、研究室メンバーで協議の末、「必ずしも必要でない(=1)」に変更し、中央値をずらす形とした
VI. 回答者の基本的属性	i) 児童相談所のある都道府県名、ii) 相談所名、iii) 性別、iv) 児童相談所における通算勤務年数、v) 児童相談所以外での福祉関係現場における通算経験年数、vi) 児童相談所に来る前の直近の部局、vii) 児童福祉司の任用資格の種別、viii) 大学・短大での主な専門領域、ix) 社会福祉士資格の有無、	
VII. 回答者の親子分離に対する意見	長期の親子分離に対する児童福祉司賭しての考えについて、該当するものに 1 つだけ○をつけてもらった。(どちらかといえよ)	「親子分離は最後の手段であり、なるべく避けるべきである(=1)」、「親子分離は対応の一方法として積極的に行うべきである(=2)」の 2 件法
VIII. 回答者の家族維持に対する尽力について	回答者が担当した H17 年度に長期措置されたすべてのケースに対して、子どもの措置を避けるための援助を措置前にどの程度おこなったか、該当する数字に○をつけてもらった。	5 件法のライカートスケール。  「全く行わなかった(=1)」と「出来る限り行った(=5)」を数字の上に記載。
援助項目 66 項目	1. 家族の長所をいかして、援助を展開する。2. 見本となる大人の姿をワーカーが子どもに見せる。3. 援助終了後も、家族が再び同じ状態に戻っていないかフォローアップする。4. 児童福祉司指導を保護者に虐待を認識させる枠組みとして使う。5. 保護者が子どもに対して肯定的な視点を持つことが出来るように働きかける。6. 保護者や子どもの通院に同伴する。7. ワーカーとしての責任を証明するために、自分が行った援助を文書に記録しておく。8. 家族を援助するという自分の立場を明らかにし、家族の信頼を得る。9. 家族をどのように資源やサポートに結びつけるかの援助計画を作成していく。10. 保護者の求職に関する情報を得る援助をする。11. 家族に病院・医師を紹介する。12. 関係機関に児童相談所としての視点や立場を説明していく。13. ワーカーは家族に対して忍耐強く対応する。14. 家計の管理を保護者と一緒におこなう。15. 医療機関で保護者が十分な説明を受けられるよう配慮する。16. それぞれの家族に対してワーカーが何がどこまでできて、何ができないのかを自覚する。17. 衣服や学用品の提供・確保の援助をおこなう。18. カウンセリングを通して、保護者に虐待した原因について内省させる。19. 家族と共に目標を設定する。20. 家族が必要なとき、自分自身で利用できるように、事前に地域の資源とつなげておく。21. 家庭を訪問し、家族の生活の場で援助活動を行う。22. 児童相談所内の心理判定につなげ、子どもの状態を知る。23. 地域の機関から家族の情報を収集する。24. 学校教諭・幼稚園教諭・保育士と子どもの状況について協議する。25. 地域の民生児童委員に協力を要請する。26. 家族がすべきことまで、ワーカーがしてしまわないように気をつける。27. 保護者と子どもと一緒に楽しめるような娯楽活動を企画するのを手伝う。28. 次の大きな変化につながるような家族の小さな変化を支援する。29. 定期的に家族に接触する。30. 家族に関する情報をたえず収集し、児童相談所が家族に介入するタイミングを逃さない。31. 家族が必要としているスキルを、例を用いて家族にわかりやすく説明する。32. 生活保護等の申請を援助する。33. 保護者が通院・入院している間、子どもの保育ケアを確保する。34. すでに保護者とつながっている関係機関に保護者が必要としているサービスを紹介してもらう。35. 保護者の借金の返済計画を一緒に立てる。36. チームアプローチを取ることによって、自分のアセスメント結果や意思決定を確認する。37. ワーカー自身が家族の変化に対して希望を持つ。38. 家に食料が十分確保されているかどうか、入手手段はあるのかを確認する。39. 家族に新しく身についたスキルを試す機会を与える。40. 保護者に他の親と交流する機会を与える。41. 保護者や子どもの状態を医師と協議する。42. 保護者をペアレントトレーニング(親業)プログラムへ送致する。43. 保健師や学校の教諭など地域の援助者に家庭訪問を依頼する。44. 頼りにできるような親戚を探し出し、協力してもらう。45. 問題の原因の分析を行うのではなく、今ある問題の解決に集中する。46. ワーカーが家族に必要な具体的なサービスを提供することで、実際に「援助できること」を家族に証明する。47. 虐待の告知の仕方は、家族状況や虐待の程度を見て、ケースに	

	より判断する。48. 地域の資源に家族をつないだ後も、子どもに対するリスクアセスメントを継続する。49. 家族の「子どもと共に生活する権利」と、子どもの「安全に幸せに暮らす権利」の両方を大事にする。50. 保育サービス、学童サービスの利用のための手続きを援助する。51. 定期的に援助の評価を行い、ある程度の結果が見られれば援助を終結する。52. 保護者と対峙する場面では、必要以上に懲罰的にならないような表現を用いる。53. 関係機関に対して、家族との接し方についての詳細な助言を行う。54. 子育ての負担を軽減するための家事・育児支援サービスに家族をつなぐ。55. 子どもの気持ちを代弁して保護者に伝える。56. 住居探しを手伝う。57. 職場で同僚と共有できる家族支援に対する価値観をもっている。58. 家庭訪問を行い、子どもの長期分離を防ぐためには家族が何を必要としているかをアセスメントする。59. 住居設備に対する援助(修繕・安全面の確認など)をおこなう。60. 危機的な状況の時には、一時保護・ショートステイなどを使い、危機を回避する。61. 医療費の控除の申請を援助する。62. 保護者が困っていることを口にしたタイミングを逃さず、必要なサービスにつなぐ。63. 児童相談所との誓約を破った場合に起こる結果についてきちんと保護者に伝える。64. 子どもを学校・幼稚園・保育園に送迎する。65. 家族が自身のリスクに気付く術と、それに対する適切な対応を教える。66. 保護者の求職のための具体的な準備(履歴書を一緒に書く、面接の練習等)を手伝う。
援助の障害要因(20項目)	1. 保護者が都合の良い時間帯や週末にサービスを提供できない。2. 援助の見直しの時期が決まっていないため、ケースを終結できない。3. 費用や交通が理由で、保護者が地域の資源を使えない。4. 児童福祉司が虐待ケース以外のケースも担当している。5. 家族のニーズにこたえることができるサービス提供体制が地域に組めていない。6. 児童福祉司一人あたりの担当ケース数が多い。7. 家族に対する援助が「指導」という一方的な形式をとっている。8. サービスの充実によって保護者の依存心を助長してしまう。9. 公務員という立場の制約により、サービス提供が自由におこなえない。10. ネグレクトケースに対して家事を行ってくれるヘルパー制度がない(あっても利用に制限がある)。11. 虐待をすべて心の問題に捉えてしまう風潮がある。12. 虐待事件がおきると、マスコミがすべての責任を児童相談所におしつける。13. 児童福祉司の人事異動で担当者が頻繁に変わってしまう。14. 強制介入的な部分と家族維持に対する支援の部分の切り替えが難しい。15. 援助を受けることが、親失格とみなされ、スティグマ化している。16. 担当地区が広い。17. 十分なスーパービジョンが受けられない。18. 司法システムの継続的関与がない。19. ワーカーの専門的な技能が不足している。20. 保護者との信頼関係を結ぶことが難しい。
家族要因(27項目)	1. 子どもと保護者の間に愛着関係がある。2. 家族がお互いに助け合っている。3. 子どもの成長(身長・体重)は順調である。4. 子どもが自分自身の安全を守ることができる。5. 保護者が自分の行動をコントロールする力がある。6. 関係機関内で「在宅で援助していく」との共通認識がある。7. 家族はインフォーマルなサポートシステムを持っている。8. 保護者自身が今までやってきたことに変化が必要だと気付く。9. 家族内での秩序が守られている。10. 安心して生活できる住居がある。11. 保護者がワーカーに対して心を開き、ワーカーの言うことを受け入れる。12. 保護者が保護者としての責任を自覚している。13. 家庭内に子どもの安全を守る人がいる、又は定期的に家庭を訪問してくれる人がいる。14. 家族が自分たちは家族維持のプロセスに参加しているのだと実感する。15. 保護者の(精神的)治療経過が良好である。16. 最低限の衛生状態が保たれている。17. 子どもが幼稚園・小学校・中学校等の学校や保育所などの所属集団へ毎日通っている。18. 最低限の衣食住の確保ができていて、19. 保護者が就業している間に保育サービスが確保できる。20. 虐待者に虐待の認識がある。21. 家族が地域の資源を自分で上手く利用できる。22. 何とかして家族を維持して行こうという気持ちが家族にある。23. 虐待者が自分で SOS を出せる。24. 最低限度の経済的基盤が確保できる。25. 子どもが家庭で精神的な安心感を得ることができる。26. 保護者が子どもを養育する最低限度の能力をもっている。27. 家族自身が家族として一緒にやっていくことができるという自信を持っている。

参考文献

Bowlby, J.: A Secure Base: Parent-Child Attachment and Healthy Human Development, Basic Books, 1988. Department of Children and Family Services, Division of Training and Development: Child Welfare Employee Licensure Study Guide. Illinois Department of Children and Family Services, 2000.

Goldstein, J., Freud, A. & Solnit, A. J.: Beyond the Best Interests of the Child, The Free Press, 1973

National Child Welfare Resource Center for Family Centered Practice: Best Practice Next Practice, A Service of the Children's Bureau: U.S. Department of Health and Human Services, 2002.

畠山 由佳子: ベテラン児童福祉司に対するフォーカスグループインタビュー調査, 「児童相談所を中心とした在宅支援に関する研究」(分担研究者 前橋信和), 平成16年度厚生労働

働科学研究補助金(子ども家庭総合研究事業), 「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究」(主任研究者 奥山眞紀子), 390-394. 2006, 厚生労働省.

畠山由佳子: 家族維持を目的とした支援のためのニーズと課題に対する研究(1) - 市町村児童虐待防止ネットワークにおけるフォーカスグループインタビューを通して - . 子どもの虐待とネグレクト 8(1), 80-91, 2006.

畠山由佳子: 児童虐待在宅支援ケースに対する日本版 Family Preservation 実践モデルの開発的研究 - 市町村在宅支援実践者に対するフォーカスグループインタビュー調査及びアメリカ・イリノイ州児童虐待在宅支援に関する個別・グループインタビュー調査(研究発表), COE 若手研究者成果発表会. 関西学院大学. 2006. Hatakeyama, Y.: Qualitative Research on the Essential Factors for "Family Preservation";

Focus Group Interviews in “In-Home Protective Services” in the United States and Japan. (Paper presentation), International Federation of Social Work World Conference 2006. ミュンヘン(ドイツ)。2006.

畠山由佳子:家族維持を目的とした「正当な努力(Reasonable Efforts)」に対する一考察—アメリカ・イリノイ州でのインタビュー調査結果を通して—、子どもの虐待とネグレクト 9(1)。2007 (受理済)。

Kaplan, L. & Girard, J.: Strengthening High-risk Families: A Handbook for Practitioners, Lexington Books, 1994.

Kinney, J., Happala, D. & Booth, C.: Keeping Families Together: Homebuilders Model. Aldine De Gruyter. 1991.

Maslow, H.A: Toward a Psychology of Being, Academic Internet Publishers, 2006.

Nelson, K., Sauders, E. & Landsman, M.J.: Family Service History and Satisfaction Survey , Chronic Neglect in Perspective: A Study of Chronically Neglecting Families in Large Metropolitan County. National Resource Center on

FBS. 1990 .

日本子ども家庭総合研究所編: 子ども虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版。有斐閣, 2005.

澁谷昌史:家族保全の研究 I、日本子ども家庭総合研究所紀要第 39 集、283-289、2002

Pecora, P.J., Whittaker, J.K & Maluccio, A.N. and et al: The Child Welfare Challenge , Aldine De Gruyter, 1992.

Pecora, P.J., Fraser, M.W., Nelson, K.E, and et al: Evaluating Family-Based Services. Aldine De Gruyter. 1995.

神戸女子短期大学 畠山由佳子

8. 家庭児童相談室職員へのフォーカス・グループ・インタビュー

(1) 目的 子ども家庭相談への第一義的な相談窓口と位置づけられた市町村における虐待家庭に対する在宅支援の実態及び関係機関との連携の状況並びに課題を明らかにする。

(2) 方法 関西の市に設置されている家庭児童相談室の家庭相談員および、室長合わせて9名によるフォーカスグループインタビュー

(3) インタビューに際しての教示

インタビュー実施に際して、参加者にはテーマ及び進行案として、およその時間配分、話し合っほしいテーマについて教示を行い、司会者が時間管理、テーマの確認、発言内容の確認等を行った。

- 自己紹介(約10分)
- 2004年児童福祉法改正、児童虐待防止法改正の市町村への影響について(約20分)
- 虐待家庭への支援に関し、家族医事、在宅支援を進める上で市町村の基本的スタンス、課題など(約30分)
- 児童相談所、関係機関との関係について、変化、現状、課題など(約20分)
- 施設利用児童について、退所後の支援について、児童相談所、施設との連携など(約15分)
- 感想、フェイスシート記入等(約5分)

(4) 結果 インタビューに参加した研究者、家庭相談員(グループインタビューのメンバーではない)、児童福祉専攻大学院生合計3名により、

表1参加者の属性一覧

項目	内容
性別	男性3名、女性6名
職種	家庭相談員6名、心理職2名、事務職1名
経験年数	社会福祉1名、心理6名、教育1名、保育2名、法律1名
大学の専攻	社会福祉1名、心理6名、教育1名、保育2名、法律1名
保有資格	保育士2名、心理士5名、教諭2名、なし1名

会話の内容から10の категорияが見いだされた。逐語記録からセンテンス単位で各カテゴリに分類したところ、現状の紹介というカテゴリを設けるべきであることがわかり、最終的に11の категорияが見いだされた。センテンス単位で分類する際には、第一義的相談窓口と位置づけられたことによる変化、体制整備、関係機関との連携に関わる部分で明確に分類しづらいものについては、3名の分析者の

協議で分類し、頻度、類似性、上位概念等について考察を行った。

カテゴリとしては、「現状の紹介」、「緊急対応」、「一義的相談窓口と位置づけられたことによる変化」、「市町村における体制の整備」、「予防・早期発見」、「関係機関との連携」、「在宅支援」、「児童福祉施設退所後の関わり」、「アセスメント」、「スーパーバイズ」、「支援プログラム」の11である。

表2 グループインタビュー発言内容の категория、発言頻度と主な発言内容

category	頻度	主な発言内容例
現状の紹介	27件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告でいいますと、毎年倍になっていて、14年くらいから増えている。 ・ 法改正ということで、〇〇市では、数字的にあまり変わっていません。 ・ けれども、18歳まで関わる家児相なので虐待にかかわらず、養護、非行、発達の問題などすべて出ていますので、相談は年々増えています。
緊急対応(通告への対応を含む)	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭相談員が非常勤なので、緊急対応が市職員になる。 ・ かなり緊急性のある立ち入り調査をしなければいけないときに、虐待係長(市職員)に連絡して、会議開いて、児童相談所のワーカーがやってくるという形。
市町村が一義的相談窓口と位置づけられたことによる変化	26件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児相は基本的に市がやってくださいと。 ・ 相談所の関係では定例出張がなくなったり、方向的にはなくしましょうという感じなんです。 ・ 市町村に降りてきたからちゃんとしなければとなってきた。
市町村における体制整備	69件	<ul style="list-style-type: none"> ・ だから、市で力量を高める、体制を整えるのが課題になってこようかと思います。 ・ 体制作りがものすごく必要だと思います。 ・ 市はこんなかなと自分たちで考えてやっている。
予防・早期発見	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・ できれば乳児の頃から、保健師さんが見つけてくださって、こちらの方に送って下さると、リスクなどにはつながつていかないんじゃないかと私は思います。 ・ 乳児期の早期発見は大事なので、虐待ケースとして浮かび上がる前の段階で予防していこうと。
関係機関との連携	81件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、保健所など市内の人は、同じレベルで一緒に動くことはできている。

		<ul style="list-style-type: none"> 割と児相は児相、家児相は家児相みたいなきちんと分けているところもあって、〇〇市独自で動いているところもありますし、ちょっとややこしいケースは児相と一緒に動くというスタンスは以前と変わらないんです。
在宅支援	24件	<ul style="list-style-type: none"> 在宅支援については見守りではいかんというのが前からありまして、平成15年から家庭訪問支援事業のスタッフを増やしていった、保育所の送り迎えとか、必要な人に家庭訪問して育児を共有するとか、必要に応じてご飯を作ってくるみたいな、そういうような家庭訪問支援事業を家児相が事務局になってやっています。 ショートステイとトワイライトステイなんかをつけて、母子関係が悪いケースなんかで夏休みにずっといるのはしんどいというケースなんかは、集いの広場に遊びに来て役に立って子どもを帰すというのがあります。
児童福祉施設退所後の関わり	5件	<ul style="list-style-type: none"> 納得して出る(引き取る)ケースはいいんですけど、たとえばお母さんが勝手に引き取ってしまったケースはつながらなくなってしまふ。 17, 18年度くらいから分離から帰ってくるケースは、一週間に1回変えるようになりますみたいな情報を意識して出して下さっています。
アセスメント	5件	<ul style="list-style-type: none"> はじめから顕著に虐待の症状が現れていけばよいが、」初回ケースのものでも、次の日に子どもを殺してしまったというケースもあり得るわけではない。
スーパーバイズ	4件	<ul style="list-style-type: none"> そういったことを判断できる機能であるとかスーパーバイズをして貰うために専門家の助言であるとかを、これから作らないといけない。 皆さんが言われたように、いろいろ不安がつきまとう職種で、不安な親がいて、ふとしたことで大きな事になるときに、会った私は何もできなかったとか、あったらどうしようとか、私がやっていることは正しいかというのは常に不安です。
支援プログラム	32件	<ul style="list-style-type: none"> 個人支援計画書を作っていく、それで保育士さんもその子の発達課題の改善に向けて今年から取り組んでいるのが私はすごく意味があることだと思います。 学校の先生も来て話し合いをしてどういう風にしていくかということや、お母さんと話し合いをしてプログラムをしていくことは家児相の得意とするところだが、〇〇市の一番厳しいのは、ネグレクトでいるんなプログラムに連れて来てでもまず動かないのですごく時間がかかります。

(5) 考察

①市町村業務の共通化

普段同席する機会のほとんどない、県をまたがった市のメンバーによる会合のためか、前半は各市の現状(27回)、体制(69回)についての紹介、説明が多かった(合計96回)。各市の規模、家庭児童相談室の業務内容、職員の人数、資格などのばらつきが大きく、情報交換的な様子も見えた。おそらく市町村の責務や業務内容についての認識がまだ一定のものに定着しておらず、今後、市町村が法に基づき虐待事例に自律的に対応できるよう児童相談所による間接的援助、都道府県による広域的調整を行い、市町村の具体的業務内容等について、認識の共通化が必要であると考えられる。

②要保護児童対策地域協議会の設置促進

第一義的な相談窓口と位置づけられたことによる、状況の変化等について(26回)、関係機関との連携について(81回)は発言も多く、合計107回の発言があった。しかし要保護児童対策地域協議会についての発言は少なかった。法改正後1年以上経過しているが、市における体制の変更や児童相談所との関係の変化などの行われている時期であり、他市の現状についての関心も高いことがわかる。

市町村において円滑に援助が行われるよう要保護児童対策地域協議会の積極的な設置、活用が必要であると考えられる

③在宅支援とプログラム

在宅支援については24回、在宅支援に関するプログラムについては32回の発言があり、市における業務内容と密接に関連している内容と考えられ、他市からの質問等も多く出されていた。しかし実情としては保育所利用、子育て支援センターでの親子教室などメニューが限られており、虐待親に焦点を当てた関わりは少ないことがわかった。

また、個別メニュー(保育所利用、親子教室参加、マイツリー参加など)が在宅支援プログラムであるという意識が強く、子どもと家庭に対する長期的、計画的な支援計画が在宅支援のプログラムで

あるという意識は希薄であった。

④予防、早期発見について

予防・早期発見に関する発言は6回、児童福祉施設退所後の関りについては5回、アセスメントについては5回、スーパーバイズについては4回、緊急対応については6回とそれぞれの発言が少なかった。緊急対応、児童福祉施設への入退所、調査及びアセスメントの実施等については従来児童相談所が主として担ってきた業務であり、市にとって業務としての位置づけが現段階では薄いのではないかと感じられた。また、予防・早期発見については、家庭児童相談室の体制や業務量との関係、スーパーバイズについては児童相談所との関係が大きく、児童相談所の後方支援、児童相談所との関係のあり方がまだ定着していないことがここでも伺えた。

① 市町村業務の共通化及び②要保護児童対策地域協議会の設置促進については、市町村における体制の整備という点での課題を示しており、③在宅支援とプログラム及び④予防、早期発見について、に関しては虐待家族への長期的支援プログラムと機関連携という点での課題を示していると考えられる。

9. まとめと提言

児童相談所における虐待事例についての処理のうち、8割を超える在宅支援については、今後は市町村にその主体が移行していくことが見込まれる。

平成16年度児童福祉法、児童虐待防止法改正により虐待への対応を含む児童家庭相談は基本的に市町村が行うことと規定され、通告の受理、初期対応、調査、在宅支援を行い、専門的知識、技術の必要な場合に児童相談所が担当するという方向が明確になった。児童相談所は、虐待事例の具体的状況や市町村の取り組み状況に応じて、直接的な在宅支援を担う必要性は今後も継続すると考えられる。特に、分離が想定される事例においては、児童相談所による直接的な家族維持のための在宅支援(マネージメン

トを含む)の充実が望まれる。市町村では市町村の有する子育て支援サービスの活用によっては支援の困難なケースを児童相談所に送致することになるが、児童相談所においては、送致されたケース以外のケースについても、市町村との連携のもとに事例の見立て、進行管理、広域調整などといった市町村への支援が重要となる。また、市町村が支援を行う際にも、児童相談所の持つ行政権限と有機的に連携のとれることで市町村の支援がより円滑に進むことも考えられる。その場合、連携については原則として要保護児童対策地域協議会において、情報の共有、状況の共通理解、役割の分担が行われることが必要であると考えられる。

下記の児童相談所及び市町村における援助のフロー図(図1)から、

- 1)緊急度の判断、安否の確認はセットである。
 - 2)調査、援助方針の決定はセットである。
 - 3)児童相談所には分離を見据えた援助の、市町村には在宅を中心とした援助の基本的流れがある。
 - 4)市町村から児童相談所へ、児童相談所から市町村へという受け渡しが基本的流れとは別に重要となっていく。
- ことが見て取れる。

市町村において一連の過程を実施するための体制整備と、それらの過程を適切に実施するための市町村への権限の委譲や新たな規定を設けるなどの条件整備が必要と考えられる。

たとえば、

- 1)要保護児童対策地域協議会については市町村に対し設置を義務づけること(児童福祉法25条の2関係)、
 - 2)児童虐待を行った保護者に対する指導について、市町村が行う指導を児童福祉法上の措置として規定すること、
 - 3)保護者は市町村が行う指導を受けなければならないこと、また、指導を受けないときは市町村長は保護者に対し指導を受けるよう勧告を行うことができること(児童虐待防止法第11条関係)、
 - 4)家庭児童相談室を児童福祉法上の機関とし、市には設置を義務づけ、体制についての規定を設けること、
 - 5)都道府県から市町村に対し事例の送致を行うための規定を設けること、
- などが必要と考えられる。

図1 児童相談所及び市町村における援助のフロー

